
第2回有識者会議における 意見等と対応の方向性

論点項目

論点1 条例目的の整理

論点2 ゾーニングについて

論点3 合意形成を円滑に築くためのプロセス

その他

論点1 条例目的の整理

委員意見	検討の方向性
<p>【大久保委員】 何を大事に思っているかをしっかり条例に位置付けるべき。 環境基本条例で抽象的になっている環境の要素を、条例の目的に具体的な文言で入れ込むべき。住民参加も明記するべき。</p>	<p>条例案を作成する際、御意見を踏まえ、検討する。</p>

論点2 ゾーニングについて

委員意見	検討の方向性
<p>【大久保委員】 ゾーニングと合意形成は、次第に成長していく・育てる条例と考えた方がよい。何が地域にとって重要かを考えることは、一朝一夕にできるものではない。 一方で早期に青森県の考えを示すことにより、事業者の予測可能性が高まることから、条例における基本方針とガイドラインで、わかるように示すことが重要だと考える。</p>	<p>御意見のとおり、随時実態に合わせた見直しを行っていくことを念頭に、検討を進める。</p> <p>また、事業者の予測可能性を高める観点から、守るべき環境の諸要素をガイドライン等で示し、適切な配慮を促すことを検討する。</p>
<p>【山岸委員】 保護区域は個別法の規制が明確であるため、それほど議論の余地がない。 共生区域も調整区域も考え方は良いが、自然環境等の情報が少ない中で判断しづらい部分があるのではないかと考える。</p>	<p>法令等に基づくゾーニングで保全することができない要素については、合意形成手続きの中で保全が図られる制度とすることを検討する。</p>
<p>【山岸委員】 二次的な自然等、法令で規制しきれない部分をどのように守っていくかを議論するべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、3地域1区域にゾーニングすることとした。</p>
<p>【錦澤委員】 ゾーニングの区分のうち、共生区域という名称が良い。促進だと直ちに事業化されるイメージとなってしまう。</p> <p>【本田委員】【大久保委員】 ゾーニングの事例として多いのは3区分であるが、4区分にするかどうか悩むところである。</p>	

論点2 ゾーニングについて

委員意見	検討の方向性
<p>【大久保委員】 定量的な要素でのゾーニングに加えて、定性的な要素でもゾーニング可能なものがあるのではないかと。専門的な知見と主観的要素が関係してくるが、地域の文化の特徴をピックアップして、書き込んでいくことによりゾーニングできる。 また、どの程度のレベルで実効性の確保を行うかが大きく関わる。</p>	<p>ゾーニングは、広域的な視点から守るべき環境を一律で保全するための手法として考えており、個々人の主観や地域によって価値・性質が異なる個別の要素については、合意形成プロセスの中で保全されるような制度とすることを検討する。</p> <p>また、事業者の予見可能性を高める観点から、守るべき環境の諸要素をガイドライン等で示し、配慮を促すことを検討する。</p>
<p>【佐々木委員】 必ずしも全てを市町村単位の合意形成プロセスに委ねなくても、県単位であっても、景観や歴史・文化について把握可能なものがあればゾーニング可能なのではないかと。</p>	<p>保護地域、保全地域、調整地域のゾーニングは、県が先行して行う。 共生区域については、事業者からの提案により、市町村が共生区域の設定に向けた協議を開始する場合も想定されることから、事業者が起点となる場合の仕組みも検討する。</p>

論点3 合意形成を円滑に築くためのプロセス

(1)協議会等について

委員意見	検討の方向性
<p>【錦澤委員】【本田委員】 保全区域や調整区域では協議会等での地域合意が得られるかどうかで事業化の可否が決まってしまう。 合意というものが「事業に対する合意」であれば、協議会に強い権限を持たせる制度になり、事業化が難しくなる。「共生区域の事業とするか否かの合意」の方が良いのではないか。</p>	<p>共生区域は協議会の意見を踏まえ市町村が設定する。 調整地域は、共生区域とする場合を除き、協議会の設置は不要であり、事業計画は県が認定する。</p>
<p>【大久保委員】 協議会がゾーニングする時の協議会なのか、個別事業を判断する場合の協議会なのかが判然としない。</p>	
<p>【大久保委員】 構成が十分でない協議会で合意形成された場合、後でトラブルとなるのではないか。現行法の温対法の協議会の建付けであればトラブルが起こり得る。</p>	<p>温対法及び農山漁村再エネ法に基づく協議会については、原則として市町村が主体となる。</p> <p>また、県も市町村が設置する協議会等の構成に加わり、支援していくことを考えており、今後、詳細を検討していく。</p> <p>そのほか、関係法令に準じた協議会等として、県又は事業者と共同設置する事例も想定し、状況に応じて選択できる形を検討する。</p>
<p>【錦澤委員】 協議会及び意見交換会の設置・運営主体は、一般的には地域との近さから市町村が良いかと思うが、場合によって県・市町村・事業者から主体を選択できる仕組みが良い。</p>	
<p>【太田委員】 自治体が自分たちだけで(協議会や意見交換会を設置・運営し、事業に対する合意を)判断することは難しい。県が市町村に対して指導やアドバイスする仕組みが現実的である。</p>	

論点3 合意形成を円滑に築くためのプロセス

(2)意見交換会について

委員意見	検討の方向性
<p>【錦澤委員】 意見交換会は、事業者による説明会のようなものではなく、温対法等における協議会のように回数を重ねる前提のものが良い。個別協議も想定すべき。</p>	<p>意見交換会は、状況に応じて複数回実施することが適当なケースも想定される。 意見交換会の開催方法等の要件については、今後詳細を検討し、ガイドラインで示すこととする。 より合意形成が図られる場合については、特定の団体等と事業者が個別に協議することも考えられる。</p>
<p>【大久保委員】 意見交換会が1回だけということだと説明会と変わらなくなってしまふ。議事録の双方確認や参加者の指定等、要件の具体化が必要。</p>	

(3)知事の関与について

委員意見	検討の方向性
<p>【大久保委員】 事業実施にあたっての懸念事項に対して、真摯に検討され、きちんと応答されているかが基本的なところ。その次に合理的な事業案になっているかどうか問われる。</p>	<p>知事が事業計画の認定を行う際には、意見交換会において事業実施にあたっての懸念事項が真摯に応答されているかどうかを確認する。</p>

(4)市町村意見について

委員意見	検討の方向性
<p>【太田委員】 事業が複数の市町村に跨る場合に市町村ごとに考え方が異なることも想定されるため、県が調整役となり、市町村を指導・アドバイスしてほしい。</p>	<p>複数市町村に跨る場合には、県が調整する制度とする。</p>

その他

委員意見	検討の方向性
<p>【大久保委員】 条例の体系図における関係法令には生物多様性や景観に関する法令も入れるべきである。</p>	<p>条例の体系図については、自然環境のほか、生物多様性や景観等の法令を追加する。</p>
<p>【本田委員】 施設が立地した後どのようにフォローしていくかが重要である。長期的な対応が必要であるため、状況に応じて柔軟な運用ができる仕組みが必要。</p>	<p>認定後の事業に対するフォローの在り方については、今後、詳細を検討していく。</p>
<p>【太田委員】 現時点で対応できない部分は、時代の状況に合わせて創り上げていく余地を残しておくことが重要である。</p>	<p>条例によるゾーニングに加え、現時点で、条例に明確に規定できない要素については、事業者の予見可能性が高まるよう、ガイドライン等で示すこととする。</p> <p>ガイドラインについては、定期的に見直し、情報を更新していくことで、条例の運用と合わせて育てていく共生制度となることを目指す。</p>

第2回会議 参考人意見

【尾登参考人】

- ・ 私的生活(プライベート)と、自然や都市、環境性、社会性である公的共同体(パブリック)の中間に、地域、地区、風土性、参加性を含めた生活共同体であるコミュニティがある。共生制度の構築に向けては参加型のコミュニティがとても重要である。
- ・ 景観形成に向けて住民の参加性をどのように構築するかが、鍵になる。
- ・ 公の利益は個人の利益を害するものではなく、個人の利益を含んだものが公の利益である。
- ・ 調和を組み立てていくためには時間軸を入れた考え方をすべきであり、今現在問題になっていることを解決すればいいということではない。時間的条件の中で将来、何を作っていくかが非常に重要になってくる。
- ・ 景観はある一定の瞬間ではなく、時間経過を引きずりながら評価するものである。

本県におけるFIT/FIP認定の状況 (R6.5末時点)

※事業計画認定情報公表用ウェブサイトに掲載されているデータを基に県が作成

太陽光

発電所の出力		太陽光認定件数		
		合計	運開済	未運開
10 kW以上	50 kW未満	4093	2814	1279
50 kW以上	100 kW未満	0	0	0
100 kW以上	500 kW未満	54	51	3
500 kW以上	1000 kW未満	40	40	0
1000 kW以上	2000 kW未満	110	101	9
2000 kW以上	10000 kW未満	14	13	1
10000 kW以上	20000 kW未満	12	12	0
20000 kW以上	30000 kW未満	3	3	0
30000 kW以上	40000 kW未満	0	0	0
40000 kW以上		3	3	0

風力

発電所の出力		風力認定件数		
		合計	運開済	未運開
10 kW以上	50 kW未満	1680	473	1207
50 kW以上	100 kW未満	0	0	0
100 kW以上	500 kW未満	1	1	0
500 kW以上	1000 kW未満	2	2	0
1000 kW以上	7500 kW未満	30	18	12
7500 kW以上	10000 kW未満	1	0	1
10000 kW以上	37500 kW未満	34	21	13
37500 kW以上	50000 kW未満	4	1	3
50000 kW以上		13	4	9

バイオマス

発電所の出力		バイオマス認定件数		
		合計	運開済	未運開
10 kW以上	50 kW未満	3	1	2
50 kW以上	100 kW未満	0	0	0
100 kW以上	500 kW未満	3	1	2
500 kW以上	1000 kW未満	2	2	0
1000 kW以上	10000 kW未満	8	3	5
10000 kW以上		2	2	0

地熱

発電所の出力		地熱認定件数		
		合計	運開済	未運開
10 kW以上	50 kW未満	1	0	1
50 kW以上	100 kW未満	0	0	0
100 kW以上	500 kW未満	1	0	1
500 kW以上	1000 kW未満	0	0	0
1000 kW以上	10000 kW未満	0	0	0
10000 kW以上		0	0	0

水力

発電所の出力		水力認定件数		
		合計	運開済	未運開
10 kW以上	50 kW未満	5	5	0
50 kW以上	100 kW未満	1	1	0
100 kW以上	500 kW未満	2	2	0
500 kW以上	1000 kW未満	3	2	1
1000 kW以上	10000 kW未満	2	1	1
10000 kW以上		0	0	0

市町村に対する情報提供等について

参考資料 3

項目	内容
市町村説明会 (オンライン)	<p>■令和6年6月5日(水) 13:30~14:30 ■37市町村参加</p> <p>(1) 有識者会議における検討状況及び今後のスケジュールについて (2) 地球温暖化対策推進法における地域脱炭素化促進事業について (3) 質疑応答</p>
個別相談・打合せ	<p>■令和6年6月10日(月) 五所川原市(オンライン)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 手続中の発電事業の取扱いについて 他 <p>■令和6年6月25日(火) 野辺地町(オンライン)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 共生制度における市町村の役割について 他 <p>■今後実施予定：青森市、平川市、鱒ヶ沢町</p>
説明会終了後の 意見照会	<p>■受付期間：令和6年6月5日(水)～6月12日(水) ■7市町村から意見提出</p> <p><主な提出意見></p> <ul style="list-style-type: none">・ 条例制定により発生する制度運営のための新たな業務が市町村にとって過度な負担とならないよう制度設計すべき。・ 環境影響評価手続中の事業については、本条例を適用することになるのか。工事着手前の事業も対象としてほしい。・ 立地後の小型、中型風力発電施設に関するトラブルにも対応できるような制度としてほしい。・ トラブルを起こす事業者が、本条例で想定する合意形成プロセスを遵守するのか疑問。地元との合意を尊重しない事業者に対する罰則等を設けるべき。・ 条例により新設される協議会や意見交換会に要する費用は県が負担すべき。・ 促進区域の設定について、具体的な事業計画もない状況においては、設定するメリットに比べてゾーニングや合意形成、素案作成などの設定に係る事務負担や設定後に発生する業務負担が大きい。県が設定を促すのであれば、人的・財政的な具体的支援を検討してほしい。・ すでに地域と共生している事業の妨げとなる制度であってはならない。あくまで立地における共生を中心とする制度とすべき。